

越前市情報公開・個人情報保護審査会答申
(令 7 諮問第 1 号)

令 和 8 年 6 月 3 日

答 申 書

令 7 諮 問 第 1 号
令 和 8 年 6 月 3 日

越前市長 平林 透 様

越前市情報公開・個人情報保護審査会
会長 中 村 淳

令和7年9月8日付け越人法第1332号により諮問のありました件について、次のとおり答申します。

1 諮問の内容

「越前市の令和7年8月14日付け「越健第1154号」による審査請求人に対する「公文書一部開示決定通知書に関する処分（接種者の死亡日を不開示としたもの）」に係る審査請求

2 答申の内容

別紙のとおり

別紙

答 申

1 審査会の結論

越前市長(以下「実施機関」という。)が令和7年8月14日付け越前市公文書開示決定通知書で審査請求人に対して行った公文書一部開示決定(以下「本件処分」という。)は、妥当である。

2 本件の経緯

- (1) 審査請求人は、令和7年6月23日、実施機関に対し、越前市情報公開条例(平成17年越前市条例第26号。以下「本条例」という。)第6条の規定により「新型コロナワクチンが接種開始された年月日から本開示請求日までにおける接種者・未接種者の全て。」について開示を求めるとする公文書開示請求をした(以下「本件請求」という。)
- (2) 実施機関は、令和7年8月14日、本件請求に対し、接種者の生年月日及び死亡日並びに未接種者に係る情報を不開示とする本件処分をした。
- (3) 審査請求人は、令和7年8月21日、本件処分に対して、接種者の死亡日を不開示とした処分は不当であるとして、本件処分の取消を求めて審査請求をした(以下「本件審査請求」という。)
- (4) 実施機関は、令和7年9月8日、本件審査請求について、当審査会に諮問した。

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 本件審査請求の趣旨

接種者の死亡日の不開示決定を取り消し、開示する裁決を求めるというものである。

(2) 本件審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書及び弁明書への反論書の記載内容によると、次のとおりである。

ア 市から、死亡日に関して、他の情報と照合することにより特定の個人を識別できることになるため一部不開示とする処分を受けた。

イ しかしながら、

(ア) 本件不開示情報は、本条例第10条第2号ただし書エの「人の生命、身体、健康、生活又は財産等を保護するため、開示することが公益上必要であると認められるもの」に該当すると考えられる。新型コロナワクチン接種後の健康被害は甚大であり、健康に関する重要な統計情報である。

(イ) 個人情報の保護に関する法律第2条の定義によれば「「個人情報」とは、生存する個人に関する情報」とあり、この範囲を不当に「生存しない個人」にまで広げ、

情報公開を拒むことは、市民の「知る権利」及び行政への参画促進並びに開かれた市政を尊重する越前市の方針に反するものと考えられる。

ウ 新型コロナワクチンはロット番号によって被害が大きく異なることもワクチン接種を慎重に考えている専門家により訴えられており、市、県及び国が調査すべきことを懈怠しているために、市民が情報の開示請求等により調査せざるを得ないにも関わらず、市はその権利を阻害していると考えられる。

エ イ及びウの理由から本件処分の取消しを求め、接種者の死亡日を公表させるべく本件審査請求を提起したものである。

オ 本件請求は、個人の特定を目的とするものではなく、統計的・疫学的分析のために時系列的傾向を確認する必要があるものである。接種日から死亡日までの期間等の客観的事実を区分し、接種ロット別の安全性検証及び今後の公衆衛生施策の適正化を目的とするものであることから本条例第10条第2号ただし書エに規定する「人の生命、身体、健康、生活又は財産等を保護するため、開示することが公益上必要であると認められるもの」に該当する。

カ 東京高等裁判所平成15年11月13日判決（平成15（行コ）第180号）は、「開示情報と一般人が容易に入手し得る情報とを組み合わせることで特定の個人が識別される場合は不開示の対象となるが、当該個人と特別の関係を有する者のみが知り得る情報と照合しなければ識別されない場合までは、不開示の範囲に含めるべきではない」と判示している。

本件請求において、接種日から死亡日までの期間を開示したとしても、一般人が容易に識別可能な情報とはならず、仮に近親者が照合し得るとしても、それは「特別関係者のみが有する情報」に過ぎないため、上記判例の趣旨に照らせば、不開示とする根拠たり得ないと考えられる。

キ 市は、「コロナワクチンの有用性や危険性は専門家が判断すべきものであり、市が判断するものではない以上、個人のプライバシー保護以上に公益性は認めがたい」と主張している。

しかし、専門家に一任してきた結果として、被害実態の把握や因果関係の検証が不十分であった可能性があり、そのことが被害者や救済対象の増加につながっている懸念がある。行政情報の適切な公開は、専門家の判断を補完し、市民の理解と監視を促進するために不可欠である。

ク 新型コロナワクチンをめぐっては、世界各国で多数の被害報告が上がり、医師・研究者による警鐘や科学的な論文も相次いで発表されている。それにもかかわらず、製薬会社、行政機関、医療業界及びマスメディアがこうした被害の実態から目を背け続けているのが現状である。

そのため、自治体レベルであっても、実態に即した情報公開が求められており、本件請求のような開示請求は、市民の生命・健康を守るための正当かつ必要な行為と考

える。

4 実施機関の説明の要旨

実施機関から提出された弁明書の記載内容によると、次のとおりである。

(1) 本件は、審査請求人が公開を請求した情報のうち、ワクチン接種者の死亡日については、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものに該当するとして、本条例第10条第2号を理由に不開示としたものである。

(2) 本条例第10条は、「実施機関は、請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報が記録されているときは、当該公文書の開示をしないことができる」と規定しており、同条第2号において、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」と規定している。

これは、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するために、原則的に全て公開とする公文書開示の例外を定めたものである。

これを踏まえ、本件において不開示とした死亡日をみるに、例えば医療関係者や近親者、地域住民等が、新聞、インターネット、訃報等により、保有している又は入手可能であると通常考えられる死亡に関する他の情報と当該死亡日と生年月日又は年齢を突合することで、特定の個人を識別する可能性がある。

よって、特定の個人を識別することができる情報として、死亡日を不開示としたものである。

(3) 審査請求人は、『越前市情報公開条例10条(2)エ 人の生命、身体、健康、生活又は財産等を保護するため、開示することが公益上必要であると認められるもの』にあたると考えられる。新型コロナワクチン接種後の健康被害は甚大であり、(救済制度死亡認定1,031名)健康に関する重要な統計情報である。」と主張する。しかし、市が保有する死亡日の情報を公開することが、いかなる理由で、人の生命、身体、健康、生活又は財産等を保護するため、公益上必要であるかについて言及していない。よって、審査請求人の主張には理由がない。

(4) 審査請求人は、「個人情報保護に関する法律、第2条に「個人情報とは生存する個人に関する情報」とありこの範囲を不当に「生存しない個人」にまで広げ情報公開を拒むことは市民の「知る権利」や市民の行政への参画促進、開かれた市政を尊重する越前市の方針に反する」と主張する。しかし、審査請求人が開示の根拠として主張する個人情報の保護に関する法律の「個人情報」と越前市情報公開条例における「個人情報」では定義が異なる。

まず、個人情報の保護に関する法律第78条第1項第2号で規定される「個人に関す

る情報」は、生存する個人に関する情報であり、生存しない個人を含まないことは審査請求人の主張するところである。これは、個人情報保護法が個人に関する情報を保護する前提のもと、当該個人情報の本人については、本人情報として当然に開示を求めることができる趣旨であるところ、死亡した者は本人として本人情報を開示しえないため、個人情報保護の対象として生存する個人に関する情報を除外したものである。

一方、本条例においては、情報はその請求人が何人であるかを問わず公開することが原則になっているところ、公開することにより個人の権利・利益を侵害する場合は、当該個人情報を開示しないこととしているものである。この個人情報に死者の個人情報が含まれるかについて、死者の名誉、死者の情報開示が、死者のプライバシー権の侵害になるのかについては争いがあるところではあるが、少なくとも、死者の情報開示が生存する遺族のプライバシー侵害になりうる場合は、保護の対象に死者の情報も含まれるべきである。

以上により、本件をみるに、まず、先述のとおり死亡日、年齢又は生年月日を公開することにより、新聞その他の情報を組み合わせることで、特定の個人が識別されるおそれがある。

ただし、これをもって直ちに不開示とするわけではなく、個別具体的な判断を要するところ、当市においては、コロナワクチン接種後の死亡がコロナワクチンとの因果関係を認められ、国から健康被害による救済措置の認定を受けた事例がある。このことから、死亡日と本件で開示するワクチン接種日等を開示することで、当該被救済者が特定されるおそれがある。被救済者の情報は、これを公開することで死者のみならず、その生存する遺族のプライバシーを侵害しうることから、これらのプライバシー権の保護という公益のため、市としては不開示と判断せざるを得ない。

- (5) 審査請求人は、「新型コロナワクチンはロット番号によって被害がかなり違うこともワクチン接種を慎重に考えている専門家により訴えられており、市や県、国が調べるべきことを、調べてないため開示請求等で市民として調べざるをえず、その権利を阻害している。」と主張する。新型コロナワクチンについては、様々な訴えがある一方で、国の臨時接種、定期接種の対象となっている。

コロナワクチンの有用性や危険性は、まさに専門家が判断しうるもので、市がそれを判断しうるものではない以上、個人のプライバシーの保護以上に、個人を特定しうる死亡日を公開することについて公益性は認めがたい。

- (6) 以上により、本件請求において、死亡日を不開示としたものである。

5 当審査会の判断

(1) 「個人に関する情報」の該当性について

本条例第10条第2号では、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合すること

により、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」が記録されている公文書は不開示とすることができる旨規定している。

審査請求人は、個人情報の保護に関する法律第2条に規定する個人情報は生存する個人の情報であり、この範囲を不当に生存しない個人にまで広げて情報公開を拒んでいると主張している。

一方、実施機関は、同法第78条第1項第2号の「個人に関する情報」が生存する個人の情報に限定されていることを認めつつ、その趣旨が死者に開示請求権がないことの帰結にすぎないものであり、本条例による情報開示は誰が請求人であっても公開を原則とする制度であることから、死者の情報開示が遺族のプライバシー侵害になりうる場合は、死者の情報も保護の対象になると主張している。

この点、同法第2条第1項において「個人情報」を生存する個人に関する情報に限定しているのは、同法が本人の権利利益の保護を目的とする制度であり、死亡した者は自ら当該権利を行使し得ないこと等を踏まえたものと解される。あわせて、「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）」（個人情報保護委員会事務局令和4年2月（令和7年12月一部改正）作成）211頁によれば、同法第78条第1項第2号で規定されている「個人に関する情報」は「個人情報」とは異なるものであり、生存する個人に関する情報のほか、死亡した個人に関する情報も含まれるとされている。

さらに行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号に規定される「個人に関する情報」について、国の機関等は、死亡した者を含めている（総務省「行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準」ほか）。

これらのことを考慮すると、死者の情報を本条例第10条第2号に規定する「個人に関する情報」に含めた実施機関の判断には、妥当性があるといえる。

(2)「特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」の該当性について

本条例第10条第2号では、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報を不開示情報としている。

実施機関は、同号は個人のプライバシーを最大限保護するために、原則公開とする情報公開制度の例外を規定したものであり、本件処分において不開示とした死亡日を公開すれば、医療関係者や近親者、地域住民等が、新聞等により、保有している情報又は入手可能な情報と突合することで、特定の個人を識別できると主張する。

これに対し、審査請求人は、東京高等裁判所平成15年11月13日判決（平成15（行コ）第180号）における「開示情報と一般人が容易に入手し得る情報とを組み合わせることで特定の個人が識別される場合は不開示の対象となるが、当該個人と特別の関係を有する者のみが知り得る情報と照合しなければ識別されない場合までは、不開示の範囲に含めるべきではない」との判示を引用し、本件請求に基づき、接種日から死亡日までの期間を開示したとしても、一般人が容易に識別可能な情報とはならず、仮に近親者が照合

し得るとしても、それは「特別関係者のみが有する情報」に過ぎないため、不開示とする根拠足り得ないと反論する。

この点、新聞に掲載されるいわゆるお悔やみ欄で確認できる訃報情報は、特別の関係を有する者のみが知り得る情報ではなく、一般人が容易に入手し得る情報である。越前市の人口規模を勘案するに、既に開示されている被接種者の性別、年齢に加えて、死亡日をも開示するとすれば、当該開示された情報と、新聞の訃報情報と照合することにより、容易に個人を特定しうる。よって、これらの訃報情報と被接種者の死亡日とを照合することにより、当該死者について特定の個人を識別することは、一般人においても可能であることは否定できない。

したがって、接種者の死亡日は、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報に該当するものと考えられる。

(3) 本条例第10条第2号ただし書エの該当性について

本条例第10条第2号ただし書エの規定は、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益の保護を認めつつ、情報を公開することで得られる「人の生命、身体、健康、生活又は財産等を保護する」利益が個人に関する情報を保護する利益に優越する場合に、例外的に情報を開示するものである。同規定は、情報開示の必要性和個人のプライバシー保護との調整を図る趣旨の規定であることから、同ただし書エ所定の場合に該当するかどうかは、当該情報を不開示とすることによって保護される利益と、開示することによって保護される利益との比較衡量によって決定すべきものとするのが相当である。

この点、本件不開示部分を開示することによって個人が特定されることとなれば、新型コロナワクチンの接種の有無、接種回数、接種したワクチンのメーカー、接種時期、接種日から死亡日までの期間など、個人の医療行為の選択及び医療に関する重要な情報が開示されることとなる。

一方で、開示によって得られる利益について、公開される情報によってもワクチン接種と死亡が結びつくかどうかは明らかではなく、市民の生命、身体、健康の保護のための具体的な必要性までは認められない。

したがって、本件請求に対し、ワクチン接種者の死亡日を不開示とすることにより保護される個人の権利利益と比較し、公開することで保護される利益が優越する理由があるとは言えず、実施機関が当該情報を不開示としたことには妥当性が認められる。

(4) よって、冒頭結論のとおり判断する。

以 上

参考

1 審査会の経過

年月日	審査の経過
令和7年9月8日	実施機関から諮問書受領
令和7年11月14日	審議
令和8年2月27日	審議
令和8年3月26日	審議

2 越前市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏名	役職	備考
中村 淳	弁護士	会長
元山 詩菜	弁護士	会長職務代理者
伊吹 猛	土地家屋調査士	
前川 貴志	司法書士	
坂下 理佳	税理士	